

荒川区地域防災計画

(令和6年修正)

本冊

荒川区防災会議

荒川区地域防災計画

本冊

用語の定義

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

1 法令・条例名等の標記

	標 記	説 明
1	防災会議条例	荒川区防災会議条例 (昭和 38 年条例第 8 号)
2	災対条例	荒川区災害対策条例 (平成 14 年条例第 2 号)
3	災害対策本部条例	荒川区災害対策本部条例 (昭和 38 年条例第 9 号)
4	災害対策本部施行規則	荒川区災害対策本部条例施行規則 (昭和 38 年規則第 12 号)
5	災対法	災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 233 号)
6	災対法施行令	災害対策基本法施行令 (昭和 37 年政令 288 号)
7	水防法	水防法 (昭和 24 年法律第 193 号)
8	水防法施行規則	水防法施行規則 (平成 12 年建設省令 44 号)
9	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)
10	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律 57 号)
11	災害救助法	災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)
12	救助法施行規則	災害救助法施行規則 (昭和 22 年政令第 225 号)
13	激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号)
14	建築基準法	建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
15	東京都震災対策条例	東京都震災対策条例 (平成 12 年条例第 202 号)

16	東京都帰宅困難者対策条例	東京都帰宅困難者対策条例 (平成 24 年条例第 17 号)
17	火災予防条例	火災予防条例 (昭和 37 年 3 月 31 日条例第 65 号)

2 機関名等の標記

	標 記	説 明
1	防災関係機関	計画事業に関係する、区、東京都、自衛隊、警視庁、東京消防庁及び消防団、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関をいう。
2	災対各部	荒川区災害対策本部を構成する各部（局）をいう。
3	区本部長	荒川区災害対策本部長・復興本部長（荒川区長）をいう。
4	都本部長	東京都災害対策本部長・復興本部長（都知事）をいう。
5	J R 東日本	東日本旅客鉄道株式会社をいう。
6	J R 貨物	日本貨物鉄道株式会社をいう。
7	N T T 東日本	東日本電信電話株式会社東京東支店をいう。

3 特定の用語に含まれる範囲、意味

	標 記	説 明
1	震災	災対法第 2 条第 1 項に定める地震により生じる被害をいう。
2	風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいう。

用語の解説

あ行

・荒川区防災情報システム

「情報収集システム」、「情報管理システム」、「情報伝達システム」の3区分で整備されたシステム・機器等を総称して「荒川区防災情報システム」という。区が実施すべき災害対策活動を支援するためのシステムで、災害情報の収集・管理・伝達を迅速かつ効率的に行うことができる。

・一時滞在施設

災害により帰宅が困難となった、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等の帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

・一次避難所

災害により住居が倒壊・焼失する等の被害を受けた住民を受け入れ、宿泊、給食等の救援を行う施設で、小中学校等の施設を指定している。

・一時（いつとき）集合場所

火災の延焼等で危険が迫った場合に、防災区民組織を中心に一定の地域や事業所単位に集団を形成して、必要に応じ、避難所や避難場所に避難するため一時的に集合する場所

集合した人の安全が一時的に確保されるスペースをもった公園や学校の校庭、大通りを、各町会単位に、区が、警察署、消防署等の防災関係機関、防災区民組織と協議により選定している。

・医療救護活動拠点

区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所をいう。

・医療救護所

医師が医療救護活動を行う救護所

区は、区地域防災計画に基づいて、医療救護所を設置・運営する。

・医療対策拠点

都が、二次保健医療圏内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の総括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点をいう。

・液状化現象

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象をいう。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。単に液状化ともいう。

- ・**応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定）**

震災後の被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害の状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定することをいう。正式には「被災建築物応急危険度判定」であるが、本計画では「応急危険度判定」と標記する。

- ・**応急給水槽**

地震等の災害時に備え、住民の居住場所から概ね2 kmの範囲内に、給水拠点（給水所等）の無い空白地域を解消するために、都が設置する応急給水のための水槽をいう。

- ・**屋外子局**

防災行政無線用屋外スピーカーをいう。

か行

- ・**外水氾濫**

河川の水位が上昇し、河川の水が堤防からあふれ、又は堤防が決壊した場合に、氾濫が生じることをいう。

- ・**家庭内備蓄**

災害時に使用できる日用品、食料、飲料等を自宅に備蓄することをいう。（家庭内備蓄の方法として、ローリングストック法等がある。）

- ・**がれき**

震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のこと。広義としては、緊急道路障害物除去により道路上より撤去したがれきも含む。

- ・**感震ブレーカー**

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める器具をいう。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であり、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプ等の種類がある。

- ・**キキクル**

気象庁のホームページで公開されている大雨・洪水警報の危険度分布で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。

- ・**帰宅困難者**

震度5強以上の地震が発生した場合にはほとんどの交通機関が停止するため、外出者（滞留者）の

多くが、すぐには帰宅できない状況となる。この場合、帰宅距離が10km未満の外出者は全員を帰宅可能者とし、10km以上から20km未満は、1km距離が増すごとに帰宅可能者が10%ずつ通減するものとし、20km以上は全員を帰宅困難者とする。

・帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルートをいう。

・急傾斜地

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）では、傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と定義している。

・緊急医療救護所・避難所医療救護所

緊急医療救護所は、発災直後から概ね超急性期まで災害拠点病院等の近接地等に設置する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所をいう。

避難所医療救護所は、災害の状況に応じて、概ね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所で、医療救護班の巡回等による医療救護活動を実施する場所をいう。

・緊急交通路

災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

・緊急地震速報

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での震度や到達時刻を推定し、素早く知らせる情報をいう。

・緊急通行車両

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止又は制限されるが、公安委員会等で承認を受けた緊急車両は、優先して通行することができる。

・緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難、救護、救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線

・緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

- ・区災害医療コーディネーター

区の医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師をいう。

- ・区災害薬事コーディネーター

区の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する薬剤師をいう。

- ・警戒区域

災害対策基本法第 63 条に基づき区長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りを禁止し、制限するとともに、当該禁止及び制限に違反すると罰則がある。

- ・警戒待機

区は、夜間、休日等勤務時間外の災害発生に備え、迅速かつ的確な防災体制を確保するために、輪番制の管理職及び委託業者の 2 名体制で、区役所本庁舎 3 階の警戒待機室に宿日直することとしている。

- ・警戒レベル

災害発生危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を 5 段階のレベルで提供している。

- ・激甚災害（激甚災害制度）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 36 年法律第 150 号)」に基づき、激甚災害指定として閣議決定された場合、一般の災害復旧事業補助、災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

- ・検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

- ・広域避難場所（避難場所）

地震火災から区民を安全に保護するため、火災が鎮火するまで一時的に待つ場所で、東京都が指定している。東京都では避難場所というが、区では、避難所との混同を避けるため広域避難場所と標記している。

- ・洪水予報

国又は都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じる恐れのある場合に、国土交通大臣又は都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表する。

・洪水予報河川

水防法の規定により、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川として国土交通大臣が指定したもの、若しくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川として都道府県知事が指定したもの。

・後方医療施設

後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、被災を免れて傷病者の受入れを行う医療機関をいう。

・個別避難計画

避難行動要支援者の避難支援体制を実効性のあるものとするため、個々の避難行動要支援者ごとに誰が支援し、どこに避難するか、避難時にどのような配慮が必要か、等を記載した個別の避難行動計画をいう。

さ行

・災害医療支援病院

主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）をいう。

・災害拠点病院

通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行う病院をいう。

・災害拠点連携病院

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院をいう。

・災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設。東京都は島しょを除く全都立学校及び東京武道館を「帰宅支援ステーション」として位置付けている。コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担う。

・災害時給水ステーション

災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所、応急給水槽、応急給水栓等をいう。居住場所から概ね半径2 km程度の距離内に1箇所ある災害時給水ステーションには、応急給水用資器材を配備している。

・災害対策基本法

災害から国土並びに国民の生命及び財産を守るために、国、自治体及び公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧の措置等を定めた法律である。

・災害復興計画

災害により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに区民生活の再建及び安定を図るため、策定する計画である。

・在宅避難

災害発生時に、自宅に被害が少ないため、避難所へ行かずに自宅で生活を続けることをいう。

・事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災を最小限に留めるため、都及び区の地域防災計画を基準として、事業者が作成しなければならない計画である。

・事業所防災リーダーシステム

東京都から企業・店舗等の従業員に対して、日ごろの防災情報や発災時の災害情報を直接届ける登録サービスであり、大地震等の発生時、従業員や来客者の安全確保、BCP（事業継続計画）等に役立てるシステムのをいう。

・指定公共機関

国や地方公共団体と協力して災害等に対処する医療、電気、電気通信、ガス、運送事業者等の機関をいう。

・指定地方公共機関

都知事が指定する電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人をいう。

・指定避難所

災害で住居を失った方等が、次の住まいを確保するまでの間、生活する施設のことで、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。荒川区における指定避難所は、「一次避難所」、「二次避難所」、「福祉避難所」の3つに分類される。

・指定緊急避難場所

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設をいう。荒川区においては、土砂災害、洪水、高潮に対して指定している。

・社会福祉施設

高齢者、児童、障がい者等の社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育

成し、又は更生のための各種治療訓練等を行う施設をいう。

・住家被害認定調査

被害のあった住宅について、全壊、半壊等の「被害の程度」を調査するものであり、罹災証明書交付の基礎資料となる。

・障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下物、倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

・浸水想定区域

水防法第 14 条の規定に基づき、洪水予報河川、水位周知河川並びに住宅等の防護対象のある一級河川及び二級河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

・水位周知河川

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川のこと。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

・水防活動

洪水又は高潮により、堤防等に漏水、侵食、越水等が発生する恐れがある場合、その被害を最小限に留めるために応急措置を講ずる活動のことをいう。

・水防管理者

水防管理団体である区市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

・水防管理団体

水防の責任を有する区市町村又は水防に関する事務を共同に処理する区市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

・水防計画

水防法第 7 条の規定に基づき、都道府県知事が定める、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水門・排水機場等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体（区市町村）と他防災関係機関の協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

- ・水防警報

水防法の規定により、国土交通大臣又は都知事がそれぞれ指定した河川又は海岸について洪水、津波又は高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

- ・スターリンク

小型通信衛星を用いたインターネット通信。海上や山間部のような通信インフラが未整備の地域でもインターネット接続ができる。

た行

- ・地域災害医療連携会議

都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議のこと。

- ・地域内輸送拠点

都及び国等からの物資の受入れ、一時集積、配分等を行う拠点となる場所をいう。

- ・地区内残留地区

一定の条件を満たし、市街地大火が発生しない地区で、火災が発生しても地区内の近い距離（1区画程度）の退避を行えば安全が確保でき、広域的な避難をする必要がないとされている地区。広域避難場所と同様、東京都が指定している。

- ・都災害医療コーディネーター

都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師のこと。

- ・都地域災害医療コーディネーター

各二次保健医療圏域の医療活動等を統括・調整するために都が指定する医師のこと。

- ・同行避難

災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、指定避難所等まで安全に避難することをいう。避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではない。

- ・同伴避難

災害発生時に被災者が指定避難所等でペットを飼育管理すること（状態）をいう。

- ・都市型水害

都市部は地表がアスファルト等に覆われているため、豪雨の際には大部分の降雨が地面にしみ込

まずに河川、水路、下水道に一気に流れ込み、排水機能が追いつかず氾濫する現象をいう。内水氾濫のひとつ（氾濫型内水氾濫）である。

・土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

・土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出している。

・トリアージ

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

な行

・内水氾濫

氾濫型内水氾濫は、河川の増水に関係なく、短時間記録的大雨等により排水機能が追いつかず発生します。河川が近くにない場合でも発生する可能性がある。

湛水型内水氾濫は、河川の水位上昇により、河川周辺の雨水が排水できなくなり発生します。河川の近くで大雨が降っていなくても、発生する可能性がある。

いずれも、下水の逆流や、道路冠水等が生じる恐れがある。

・二次避難所

妊産婦、乳児、要介護1から3に認定されている高齢者、身体障害者手帳3から7級までの身体障がい者の方のうち一次避難所での生活が困難な方を対象とした避難所であり、地震災害発生後、一次避難所が開設されたのちに適宜ひろば館・ふれあい館等を二次避難所として開設する。

は行

・氾濫危険情報

水防法に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報（洪水予報）で、区市町村が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報をいう。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

・氾濫警戒情報

水防法に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報（洪水予報）で、区市町村が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報をいう。高齢者や要配慮者等、避難に時間を要する住民は早期に危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

・氾濫注意情報

水防法に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報（洪水予報）で、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路の確認をする。

・氾濫発生情報

水防法に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報（洪水予報）で、区市町村が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報をいう。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。

・被災者生活実態調査

被災者を対象として、被災前の状況（住所、世帯構成、住宅状況等）、被災後の状況（居住場所、身体及び健康状態等）、被害状況（住宅、身体等）、今後の生活の意向について把握するための調査をいう。

・被災宅地危険度判定

宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的として、迅速に宅地の被害状況を把握して被災した宅地の危険度を判定する。

・避難確保計画

平成 29 年に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設又は管理者に対し、施設を利用する要配慮者を確実に避難させられるよう、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務付けられた。また、令和3年に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、訓練の実施報告が義務付けられ、市町村長による助言・勧告制度が創設された。

・避難行動要支援者

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう「要配慮者」のうち災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。

なお、荒川区においては、要介護4から5に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳1・2級の障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその他区が認める者を避難行動要支援者と定義している。

・避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について、氏名、住所、生年月日、性別、支援が必要な理由等の情報を、本人同意等に基づき、あらかじめ警察、消防、民生委員等、避難支援者に提供し、発災時に円滑な避難支援及び安否確認を行うための名簿をいう。

・避難情報

災害対策基本法に定められている避難を呼び掛ける情報であり、区民等の生命又は身体を災害から保護するため、区本部長が発令する情報をいう。

避難情報には次の種類がある。

避難情報	詳細
高齢者等避難（警戒レベル3）	・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者及び障がいのある方並びにその方の支援をする方）が危険な場所から避難すべき状況において、区本部長が必要と認める地域並びに居住者等に対して発令する避難情報。
避難指示（警戒レベル4）	・災害が発生する恐れが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、区本部長が必要と認める地域並びに居住者等に対して発令する避難情報。
緊急安全確保（警戒レベル5）	・災害が発生又は切迫している状況であり、居住者等が指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険である場合等に、直ちに自らの命を守る最善の行動をとるよう知らせるため、区本部長が必要と認める地域並びに居住者等に対して発令する避難情報。

・避難道路

広域避難場所へ通じる道路であり、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ東京都が指定した道路をいう。

・福祉避難所（高齢者）・福祉避難所（障がい者）

避難行動要支援者を対象とした避難所であり、災害発生後速やかに区が指定する社会福祉施設において開設する。なお、福祉避難所は福祉避難所（高齢者）と福祉避難所（障がい者）の2種類とする。

・防災区民組織

地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動等、地域の防災活動を担う組織で、町会や自治会を主体に結成されている。自主防災組織ということもある。

・防災都市づくり推進計画

平成7年に都が策定した計画で、定期的に見直しを実施し、都や区市等が防災都市づくりを総合的・重点的に展開していくための指針として基本的方向性や整備地域等を指定する「基本方針」、具体的な整備計画等を示す「整備プログラム」を定めている。

ま行

・マイ・タイムライン

水害や土砂災害等から命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のこと。

・木造住宅密集地域

老朽化した木造住宅が密集し、公園等のオープンスペースが少なく、道路が狭い等、防災上、住環境上の課題を抱えた地域をいう。

や行

・要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。

・要配慮者利用施設

要配慮者が利用する、社会福祉施設、学校及び医療施設等をいう。

ら行

・ライフライン

電気・ガス・上水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称している。

・流域雨量指数

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

・ローリングストック（法）

日常食べ慣れている食品等を通常より少し多く買い、消費した分を買い足してストックする方法をいう。家庭内備蓄を行う手法のひとつ。

英字標記

・ICT（アイシーティー）

ICT（情報通信技術）とは、PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカー等、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称でありIT（情報技術）にコミュニケーションの要素を含めたものをいう。

・BCP（ビーシーピー）

BCPとは、事業継続計画（Business Continuity Plan）のことで、大規模災害等が起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法等を事前に取り決めておく事業継続計画のことをいう。単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。

・ J M A T (ジェイマット)

J M A T (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会災害医療により組織される災害医療チームで、急性期の災害医療を担当する D M A T が 3 日程度で撤退するのと入れ替わるようにして被災地の支援に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるための組織のことをいう。

・ C B R N E (シーバーン) 災害

C B R N E 災害とは、化学(Chemical)・生物(Biological)・放射性物質(Radiological)・核(Nuclear)・爆発物(Explosive) によって発生したテロ、事故及び災害のことをいう。

・ D H E A T (ディーヒート)

D H E A T (Disaster Health Emergency Assistance Team) とは、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チームをいう。

・ D I S (ディーアイエス)

東京都が整備する東京都災害情報システムをいう。東京都防災行政無線網とともに、区市町村及び関係機関に整備されている。

・ D M A T (ディーマット)

D M A T (Disaster Medical Assistance Team) とは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。

・ D P A T (ディーパット)

D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team) とは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

・ D W A T (ディーワット)

D W A T (Disaster Welfare Assistance Team) とは、避難者等の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング、要配慮者からの相談対応及び介護を要する人への応急的な支援等を行うため、福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、相談員等)で構成され、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣福祉医療チームをいう。D C A T (Disaster Care Assistance Team) と表記する場合もある。

・ E M I S（イーミス）

E M I S（Emergency Medical Information System）とは、災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況等災害医療に係る情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくための広域災害救急医療情報システムをいう。

・ J アラート

弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール等を自動起動させ緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。

・ L アラート

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者等と、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤として総務省が整備した災害情報共有システムをいう。

・ M C A 無線機

M C A 無線（Multi Channel Access System）は、（財）移動無線センター局を全国に整備し、提供している業務用無線通信サービスです。複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ない等の特徴がある。

・ S O B O - W E B（ソーボーウェブ）

災害情報を地理空間情報として共有し、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的とした総合防災情報システムをいう。

目 次

【震災編】

第1部 総則

第1章 荒川区地域防災計画（震災編）の概要

第1節 計画の目的及び特徴	5
1 計画の目的	5
2 計画の前提条件	5
3 計画の性格及び範囲	5
4 計画の目標	5
5 他の法令に基づく計画等との関係	6
第2節 計画の構成	6
第3節 計画の習熟	6
第4節 計画の修正	6

第2章 荒川区の現状と被害想定

第1節 荒川区の概況	7
1 区の地勢	7
2 面積・人口	8
3 都市構造	10
4 人口動態・産業・生活環境	10
第2節 地域危険度（第9回）	13
1 調査の目的	13
2 過去の調査	13
3 地域危険度測定調査	13
4 調査の前提	14
5 調査の結果	14
第3節 被害想定	17
1 経緯と目的	17
2 想定地震	18
3 被害の全体像	18
4 想定されるシーン	19
5 荒川区と東京都の被害想定	19

第3章 減災目標

第1節 減災目標等の設定	23
1 減災目標	23
2 被害軽減の具体的な目標	23
第2節 減災目標の達成に向けた主な取組	23
1 防災街づくり施策	23
2 自助・共助の促進	24
3 災害対策本部の活動体制の強化	24
4 被災者の生活環境改善	24
第3節 荒川区地域防災計画実施推進計画	25
1 計画の概要	25
2 事業の選定	25

第4章 複合災害への対応

第1節 はじめに	27
第2節 複合災害に備え留意すべき事項	27

第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第1章 区等の基本的責務と役割

第1節 区、区民及び事業者等の基本的責務	31
1 基本的理念	31
2 基本的責務	31
第2節 防災関係機関の役割	36
1 荒川区	36
2 区議会	60
3 国関係	60
4 都関係	60
5 自衛隊	61
6 指定公共機関	61
7 指定地方公共機関等	62
8 その他	62

第2章 地域防災力の向上

第1節 現在の到達状況	63
1 自助による区民の防災力向上	63
2 地域による共助の推進	63
3 事業所との連携による地域防災力の向上	64
第2節 課題	64

1 自助による区民の防災力向上	64
2 地域における共助の推進	64
3 事業所との連携による地域防災力の向上	65
第3節 対策の方向性	65
1 自助による区民の防災力向上	65
2 地域における共助の推進	65
3 事業所との連携による地域防災力の向上	65
第4節 到達目標	65
1 自助の備えを講じている区民の割合を 100%に到達	65
2 地域における共助の推進	65
3 事業所との連携による地域防災力の向上	66
第5節 具体的な取組	67
【予防対策】	
1 自助による区民の防災力向上	67
1-1 防災意識の啓発・教育の充実	67
1-2 区民による自助の推進	72
2 地域による共助の推進	75
2-1 防災区民組織等の活動体制の整備・充実	75
2-2 地域防災の担い手の育成	77
3 マンション防災における自助・共助の構築	78
3-1 マンション居住者による自助・共助の備え	78
3-2 防災意識の啓発	78
4 消防団の活動体制の充実	79
5 事業所による自助・共助の強化	80
6 ボランティアとの連携	82
6-1 ボランティアとの協力体制の構築	82
6-2 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関との連携	85
6-3 都防災ボランティア等の案内	86
6-4 交通規制支援ボランティアとの連携	87
6-5 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携	87
6-6 赤十字ボランティアとの連携	88
7 区民・行政・事業所等の連携	88
【応急対策】	
1 自助による応急対策の実施	91
2 地域による応急対策の実施	91
2-1 防災区民組織等による初期消火等の実施	91
2-2 マンション防災における応急対策の実施	91
2-3 消防団による応急対策の実施	92
2-4 事業所による応急対策の実施	92
3 ボランティアとの連携	92

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況	95
第2節 課題	96
第3節 対策の方向性	96
第4節 到達目標	96
第5節 具体的な取組	97

【予防対策】

1 安全に暮らせる都市づくり	97
1-1 荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画	97
1-2 防災都市づくり推進計画	97
1-3 防災街づくりの施策	98
1-4 高層建築物の対策	110
1-5 崖・擁壁・ブロック塀等の対策	113
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	113
2-1 建築物の安全化	113
2-2 公共施設の耐震化の促進	115
2-3 民間建築物の耐震化の促進	115
2-4 文化財施設の安全確保	116
3 液状化、長周期地震動への対策の強化	116
3-1 液状化対策	116
3-2 長周期地震動対策の強化	117
4 出火、延焼等の防止	117
4-1 出火、延焼等の防止	117
4-2 火災の拡大防止	119
4-3 永久水利施設の整備	122
4-4 危険物等が原因となる出火・延焼等の防止対策	123

【応急対策】

1 消火・救助・救急活動	128
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止	128
2-1 河川施設等の応急対策	128
2-2 公共施設等の応急対策	128
2-3 急傾斜地崩壊防止施設の応急対策	129
3 危険物等の応急措置による危険防止	129
3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	130
3-2 危険動物の逸走時対策	132

【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	133
1-1 公共施設等の復旧	133
1-2 二次的な土砂災害防止対策	133

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況	135
1 交通関連施設の安全確保	135
2 ライフライン施設の安全化	135
第2節 課題	135
1 交通関連施設の安全確保	135
2 ライフライン施設の安全化	135
第3節 対策の方向性	135
1 交通関連施設の安全確保	135
2 ライフライン施設の安全化	136
第4節 到達目標	136
1 交通関連施設の安全確保	136
2 ライフライン施設の安全化	136
第5節 具体的な取組	137
【予防対策】	
1 道路・橋りょう	137
1－1 現況	137
1－2 道路・橋梁の安全化	137
2 鉄道施設	139
2－1 JR施設	139
2－2 京成電鉄施設	139
2－3 東京地下鉄施設	140
2－4 首都圏新都市鉄道施設	140
2－5 都電施設・新交通施設	141
3 河川施設	141
4 水道施設	142
4－1 水道施設の現況	142
4－2 水道施設の整備補強	142
4－3 システムの強化	142
4－4 情報通信手段の整備	143
5 下水道施設	143
5－1 計画方針	143
5－2 事業概要	143
6 電気・ガス・通信等	144
6－1 電気	144
6－2 ガス	145
6－3 通信	146
【応急対策】	
1 道路・橋りょう	148

1－1	交通規制	148
1－2	障害物除去	149
2	鉄道施設	152
3	河川施設等	154
4	水道	154
5	下水道	156
6	電気・ガス・通信等	158
【復旧対策】		
1	道路・橋りょう	160
2	鉄道施設	160
3	水道	161
4	下水道	161
5	電気・ガス・通信等	161

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節	現状の到達状況	163
1	活動体制の整備	163
2	受援・応援体制の構築	163
第2節	課題	163
1	活動体制の整備	163
2	受援・応援体制の構築	163
第3節	対策の方向性	163
1	活動体制の整備	163
2	受援・応援体制の構築	163
第4節	到達目標	164
1	活動体制の整備	164
2	受援・応援体制の構築	164
第5節	具体的な取組	165
【予防対策】		
1	初動対応体制の整備	165
2	業務継続体制の確保	172
3	消火・救助・救急活動体制の整備	174
4	受援・応援体制の構築	185
4－1	区の受援・応援体制の整備	185
4－2	荒川区災害時受援・応援ガイドラインの整備	186
4－3	自治体・民間団体等との協力体制の構築	186
5	広域連携体制の構築	189
6	応急活動拠点の整備	190
【応急対策】		
1	初動体制	192

2	消火・救助・救急活動	194
3	応援協力・派遣要請	201
3-1	都等への派遣要請	201
4	受援体制の運用	202
4-1	都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定締結事業者等への人的支援の要請	202
4-2	都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定締結事業者等への物的支援の要請	203
5	応急活動拠点の調整	204
6	その他地震災害対策	205
6-1	地震時における浸水対策	205
6-2	南海トラフ地震	206

第6章 情報通信の確保

第1節	現在の到達状況	211
1	情報活動体制の整備	211
2	情報収集・管理・伝達手段の整備	211
第2節	課題	211
1	情報活動体制の整備	211
2	情報収集・管理・伝達手段の整備	211
第3節	対策の方向性	211
1	情報活動体制の整備	211
2	情報収集・管理・伝達手段の整備	211
第4節	到達目標	212
1	情報活動体制の整備	212
2	情報収集・管理・伝達手段の整備	212
第5節	具体的な取組	213
	【予防対策】	
1	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	213
2	住民等への情報提供体制の整備	216
	【応急対策】	
1	防災相互機関の情報通信連絡体制	222
2	情報提供・収集体制の運用	223

第7章 医療救護・保健等対策

第1節	現状の到達状況	227
第2節	課題	227
第3節	対策の方向性	227
第4節	到達目標	227
第5節	具体的な取組	228
	【予防対策】	
1	初動医療体制等の整備	228

1-1	医療救護活動体制の整備	228
2	医薬品・医療資器材の確保	233
2-1	薬剤師会との連携	233
2-2	医療資器材の備蓄等	234
3	医療施設の基盤整備	235
4	遺体の取扱い	236

【応急対策】

1	初動医療体制等	237
1-1	医療救護活動の実施	237
1-2	負傷者の搬送	241
2	医薬品・医療資器材の供給	241
3	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	243
3-1	行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・身元確認等	243
3-2	身元不明遺体の保管、広域火葬の実施	246

【復旧対策】

1	医療救護所の設置・運営	247
2	保健活動の実施	247
2-1	健康相談やメンタルヘルスケア等	247
3	生活衛生の確保	249
3-1	感染症予防の発生及びまん延の防止	249
4	火葬体制	250

第8章 帰宅困難者対策

第1節	現在の到達状況	253
第2節	課題	253
第3節	対策の方向性	253
第4節	到達目標	253
第5節	具体的な取組	254

【予防対策】

1	帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	254
2	帰宅困難者への情報通信体制整備	257
3	帰宅困難者への意識啓発及び一時滞在施設における運営体制の支援	258
4	帰宅支援のための体制整備	261

【応急対策】

1	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	263
2	事業所等における帰宅困難者対策	264
3	駅周辺での混乱防止	266
3-1	駅周辺や集客施設及び駅等における利用者保護	266
3-2	一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受入	267

【復旧対策】

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	270
2 徒歩帰宅者の支援	273

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況	275
1 避難所の指定・安全化	275
2 避難体制の整備	275
3 避難所の管理運営体制の整備等	275
4 要配慮者対策	275
第2節 課題	275
1 避難所の指定・安全化	275
2 避難体制の整備	275
3 避難所の管理運営体制の整備等	276
4 要配慮者対策	276
第3節 対策の方向性	276
1 避難所の指定・安全化	276
2 避難体制の整備	276
3 避難所の管理運営体制の整備等	276
4 要配慮者対策	276
第4節 到達目標	277
1 避難所の指定・安全化	277
2 避難体制の整備	277
3 避難所の管理運営体制の整備等	277
4 要配慮者対策	277
第5節 具体的な取組	278
【予防対策】	
1 避難体制の整備	278
2 広域避難場所・避難所等の指定	279
2-1 広域避難場所等の確保	279
2-2 避難所の指定・安全化	283
3 避難所の管理運営体制の整備等	286
3-1 一次避難所	286
3-2 二次避難所	287
3-3 福祉避難所	288
3-4 在宅避難者への対応	289
4 要配慮者等への対策	289
4-1 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児対策	289
4-2 避難行動要支援者対策	292
4-3 外国人支援対策	293
4-4 女性の視点や多様性に配慮した対策	294

5	車中泊	295
6	動物救護	296
6-1	ペットの取扱い	296
【応急対策】		
1	避難誘導	299
2	避難所の開設・管理運営	301
2-1	避難所開設・管理運営	301
2-2	避難所等における生活衛生の確保	305
3	要配慮者対策	306
3-1	要配慮者支援対策	306
3-2	乳幼児・児童等への対策	307
4	車中泊	312
5	動物救護	313
5-1	ペットの取扱い	313
6	ボランティアの受入れ	315
7	被災者の他地区等への移送	316
7-1	被災者の移送先の決定	316

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節	現在の到達状況	319
1	飲料水・食料・生活必需品等の確保	319
2	備蓄倉庫の整備	319
3	輸送体制の整備	319
第2節	課題	319
1	飲料水・食料・生活必需品等の確保	319
2	備蓄倉庫の整備	319
3	輸送体制の整備	319
第3節	対策の方向性	320
1	飲料水・食料・生活必需品等の確保	320
2	備蓄倉庫の整備	320
3	輸送体制の整備	320
第4節	到達目標	320
1	飲料水・食料・生活必需品等の確保	320
2	備蓄倉庫の整備	320
3	輸送体制の整備	320
第5節	具体的な取組	321
【予防対策】		
1	食料及び生活必需品等の確保	321
1-1	備蓄物資の充実	321
2	飲料水及び生活用水の確保	322

2-1	飲料水及び生活用水の確保	322
3	備蓄倉庫及び物資拠点の整備	324
3-1	区備蓄倉庫の設置及び備蓄物資管理	324
4	輸送体制の整備	325
5	輸送車両の確保	327
6	燃料の確保	328
【応急対策】		
1	備蓄物資等の供給	329
1-1	備蓄物資等の供給	329
2	飲料水の供給	330
2-1	応急給水の実施	330
3	物資の調達要請	333
3-1	物資の調達要請	333
4	国・都からの支援物資の受入れ・配分	334
4-1	支援物資の受入れ・配分手順等	334
4-2	避難所等への物資輸送	335
5	義援物資の取扱い	336
6	輸送車両の確保	336
6-1	協定締結団体等からの必要な車両等の調達	336
7	船舶の確保	338
8	ヘリコプター等の確保	338
9	燃料の供給	339
【復旧対策】		
1	多様なニーズへの対応	340
1-1	被災者ニーズへの対応	340
2	炊出し	341
2-1	炊出しによる被災者への支援	341
3	水の安全確保	342
4	生活用水の確保	342
5	物資の輸送	343

第11章 住民の生活の早期再建

第1節	現在の到達状況	345
第2節	課題	345
第3節	対策の方向性	345
第4節	到達目標	345
第5節	具体的な取組	346

【予防対策】

1	生活再建のための事前準備	346
1-1	応急危険度判定員等の確保	346

1-2	応急仮設住宅用地の確保	346
1-3	義援金配分事務の手続きの明確化	347
2	トイレの確保及びし尿処理	347
2-1	トイレの確保等	347
3	ごみ処理	349
4	災害廃棄物処理	350
4-1	災害廃棄物処理体制の整備	350
5	災害救助法の適用	353
【応急対策】		
1	被災住宅の応急危険度判定	356
2	被災宅地の危険度判定	356
3	家屋被害状況調査等	357
4	罹災証明書の交付準備	357
5	広聴体制	358
6	義援金品の募集・受付	359
7	トイレの確保及びし尿処理	360
8	ごみ処理	362
9	災害廃棄物処理	363
10	災害救助法等の適用	364
11	激甚災害の指定	365
【復旧対策】		
1	住家被害認定調査の実施	367
2	罹災証明書の交付	367
3	応急仮設住宅等の確保等	368
4	被災者の生活相談等の支援	373
5	義援金の募集・受付・配分	375
6	被災者の生活再建資金援助等	376
7	職業のあっせん	377
8	租税等の徴収猶予及び減免等	377
9	その他の生活確保	378
10	中小企業への融資	379
11	応急金融対策	380
12	災害廃棄物処理の実施	380
12-1	災害廃棄物（し尿・ごみ等）処理	380
12-2	災害廃棄物（がれき）処理	382
13	災害救助法の運用等	386

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

第1節 都市復興の基本理念	393
1 被災を繰り返さない都市づくり	393
2 持続的発展が可能な都市づくり	393
3 協働と連携による都市づくり	393
第2節 都市復興の基本目標	393
1 生活再建	393
2 防災性の向上	394
3 生活環境の向上	394
第3節 都市復興	394
1 都市復興のプロセス	394
第4節 住宅復興	395
1 住宅復興のプロセス	395
第5節 産業復興	395
1 産業復興のプロセス	395
第6節 暮らしの復興	396
1 暮らしの復興のプロセス	396
第2章 本部体制	
第1節 復興本部の設置	399
第2節 復興本部における各部の役割	399
第3章 具体的な取組	
第1節 都市復興に必要となる被害状況把握のための調査	413
1 家屋被害状況調査	413
第4章 災害対策基金	415

【風水害編】

第1部 総則

第1章 荒川区地域防災計画（風水害編）の概要

第1節 計画の目的及び特徴	421
1 計画の目的	421
2 計画の前提条件	421
3 計画の性格及び範囲	421
4 計画の目標	421
5 他の法令に基づく計画等との関係	421
第2節 計画の構成	422
第3節 計画の習熟	422

第4節 計画の修正	422
-----------------	-----

第2章 風水害等の概況と被害想定

第1節 風水害の概況	423
第2節 気象の概況	423
第3節 河川の概況	423
第4節 被害想定	424
1 洪水（外水氾濫）	424
2 高潮による氾濫	424
3 都市型水害（内水氾濫）	424
4 土砂災害	425

第3章 区の活動体制

第1節 区の活動体制	427
1 水防本部	427
2 災害対策本部	429
第2節 関係機関の活動体制	431
1 都の活動体制	431
2 警察署の活動体制	432
3 消防署の活動体制	433

第2部 風水害予防対策計画

第1章 予防対策

第1節 水防情報の収集	437
1 気象情報	437
2 洪水予報	440
3 水防警報	442
4 土砂災害警戒情報	445
第2節 区民への情報伝達・意識啓発	446
1 情報伝達手段	446
2 情報伝達内容	446
3 防災意識啓発	447
第3節 洪水対策（荒川）	448
1 避難に関する基本方針	448
2 避難体制の整備	449
3 国における対策	457
第4節 洪水対策（石神井川）	457
1 避難に関する基本方針	457
2 避難体制の整備	458

3 都における対策	459
第5節 高潮対策	460
1 避難に関する基本方針	460
2 避難体制の整備	460
3 都における対策	461
第6節 都市型水害（内水氾濫）対策	461
1 避難に関する基本方針	461
2 避難体制の整備	461
3 都における対策	462
第7節 土砂災害に関する対策	463
1 避難に関する基本方針	463
2 避難体制の整備	464
3 区における対策	465
第8節 線状降水帯に関する対策	465
1 避難に関する基本方針	465
2 関連する気象情報	465
3 区における対策	466

第2章 都市施設対策..... 467

第3章 応急活動拠点等の整備..... 469

第4章 地域防災力の向上

第1節 区民等の役割	471
第2節 防災区民組織の強化	471
1 防災区民組織の活性化	471
2 外国人への連絡体制	473
第3節 事業所による自助・共助の強化	474
1 事業所による自助・共助の強化	474
第4節 防災関係機関・学校等との連携による防災教育の推進	474

第5章 ボランティア..... 475

第3部 風水害応急・復旧対策計画

第1章 応急・復旧対策

第1節 対応体制	479
1 洪水時の対応体制	479
2 高潮氾濫時の対応体制	479
3 内水氾濫時の対応体制	479

4	土砂災害時の対応体制	479
5	線状降水帯発生時の対応体制	479
第2節	救助・救急対策	480
1	救助・救急活動体制等	480
2	応急活動拠点の整備	481
第3節	応援協力・派遣要請	481
第4節	防災機関の活動体制	481
第2章	情報の収集・伝達	
第1節	情報連絡体制	483
1	防災関係機関との情報連絡体制	483
2	区民への情報連絡体制	483
第2節	被害状況等の報告体制	483
第3章	交通規制	
第1節	交通規制	485
第4章	医療救護・保健等対策	
第1節	初動医療体制	487
第2節	防疫活動	487
第3節	医薬品・医療資器材の供給	487
第4節	遺体の取扱い	487
1	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	487
2	火葬体制	487
第5章	避難者対策	
第1節	避難情報発令の判断・伝達	489
第2節	避難誘導	489
第3節	指定緊急避難場所等の開設・運営	489
1	避難場所の開設・運営	489
2	指定避難所の開設・運営	489
第6章	物流・備蓄・輸送対策	491
第7章	廃棄物処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	493
第8章	公共施設等の応急・復旧対策	
第1節	公共土木施設（道路・橋梁等）	495

第9章 住民の生活の早期再建	497
----------------------	-----

【その他災害編】

第1部 不発弾等の処理活動

第1章 不発弾の発見・処理まで	503
-----------------------	-----

第2章 対策本部体制

第1節 対策本部体制の確立	503
第2節 警備及び交通規制・立ち入り規制	503
第3節 避難誘導計画	503
第4節 広報計画	504

第2部 大規模事故の対応

第1章 船舶事故

第1節 予防対策	509
第2節 応急対策	509

第2章 航空機事故

第1節 予防対策	509
第2節 応急対策	509

第3章 鉄道事故の対応

第1節 予防対策	511
第2節 応急対策	513

第4章 道路・橋りょう災害の対応

第1節 予防対策	515
第2節 応急対策	515

第5章 CBRNE災害の対応

第1節 予防対策	517
第2節 応急対策	517

第6章 ガス施設の対応

第1節 予防対策	519
第2節 応急対策	519

第3部 原子力事故への対応

第1章 災害予防対策.....	523
-----------------	-----

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集	523
第2節 災害対策本部の設置	524
第3節 区民への周知	524
第4節 避難	524

第3章 各機関の活動体制	525
--------------------	-----

第4部 富士山等大規模噴火降灰対応

第1章 富士山の現況等

第1節 富士山の概要	529
第2節 富士山の活動史	529
第3節 富士山における噴火の特徴	530
第4節 国・都等による検討状況	531

第2章 噴火による被害想定

第1節 被害想定	533
第2節 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）	533
第3節 降灰による主な影響	534

第3章 予防対策

第1節 防災知識の普及	537
第2節 火山降灰対策用物資の備蓄	537
第3節 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援	537
第4節 住民等の防災行動力の向上	537

第4章 降灰対策

第1節 災害対策本部の設置	539
第2節 噴火・降灰情報の収集等【区民生活部】	539
第3節 区民への周知【区政広報部、警察、消防】	542
第4節 ライフライン【ライフライン機関】	543
第5節 宅地の降灰対策	543
第6節 火山灰の収集及び処分【区民生活部、防災都市づくり部、環境清掃部】	544

第5部 その他の緊急対応

第1章 その他の緊急対応活動 547